

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第226号 令和2年7月28日発行

目 次

【告示】							
番号	表	題	担当課名				
4 8 6	瀬戸内海環境保全	特別措置法の規定に基づ	環境管理課				
	く特定施設の設置	の許可の申請があった件					
4 8 7	指定障害福祉サー	ビス事業者を指定した件	障がい福祉課				
4 8 8	換地計画を定めた	件	農林水産基盤整備局				
	ix bill in chess to		農山漁村振興課				
489	伊宁廿叉宁本廿二	関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局				
409	床 女 怀 J′ 足 林 怀 C	(関する通知を受けた件					
			森林整備課				
4.0.0							
4 9 0	同		同				
	_						
4 9 1	同		同				
4 9 2	同		同				
4 9 3	同		同				
4 9 4	公共測量を終了し	た旨の通知があった件	用地対策課				
【企業局告示】							
番号	表	題	担当課名				
2	利用料金の額を承	認した件					
番号			担当課名				

徳島県告示第四百八十六号

とおり告示する。 く特定施設の設置の許可の申請があったので、 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づ 同条第四項の規定により、 その概要を次の

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく

令和二年七月二十八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一 申請の概要

申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

任 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

規定する廃ガス洗浄施設及び同表第六十六号に規定する電気めっき施設 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十三号ホに

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、 関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホー ムペー ジにおいて公表する。

― 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年七月二十八日から

令和二年八月十八日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第四百八十七号

定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指

令和二年七月二十八日

徳島県知事 飯 泉

嘉

門

有限会社ゆうあい	名称	指定障害福
番地一阿波市阿波町南整理二五三	所 在 地	指定障害福祉サービス事業者
有限会社ゆうあい	名称	指定障害福祉サービス
番地一阿波市阿波町南整理二五三	所 在 地	- ビス事業を行う事業所
同行援護	種類	サービスの
令和二年八月	年 月 日	指定

五項の規定により次のとおり公告し、換地計画書の写しを縦覧に供する。営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき県徳島県告示第四百八十八号

令和二年七月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉

	三野西部地区	地区名
令和二年八月二十六日まで	令和二年七月二十九日から	縦覧期間
	三好市役所	縦覧場所

徳島県告示第四百八十九号

保安林に指定する予定の通知を受けたので、 ように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容を次の

令和二年七月二十八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 保安林予定森林の所在場所

美馬市脇町字尾崎二四(次の図に示す部分に限る。

二 指定の目的

11世巻駅上土砂の流出の防備

一指定施業要件

- 一 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る市
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」 Ιţ 省略し、 その図面及び関係書類を徳島県農林水産

徳島県告示第四百九十号

保安林に指定する予定の通知を受けたので、 ように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容を次の

令和二年七月二十八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町掛盤字上榎回り七、九、一〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

一 指定施業要件

- 立木の伐採の方法

次の森林については、 字上榎回り七・九・一〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。 主伐は、 択伐による。

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る市

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

部農林水産基盤整備局森林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を徳島県農林水産

徳島県告示第四百九十一号

保安林に指定する予定の通知を受けたので、 ように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容を次の

令和二年七月二十八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

| 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町木頭出原字キウノリ六九の一

- 水源の強気においている。
- 一指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る市
- 3 間伐その他特別の伐採に係るものは、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森

徳島県告示第四百九十二号

保安林に指定する予定の通知を受けたので、 ように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容を次の

令和二年七月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

保安林予定森林の所在場所

美馬郡つるぎ町一宇字白井四八八六の一、 四八八六の二、 四八八七

水源の涵養

指定施業要件

- 立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る市

定めない。

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

林整備課及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森

徳島県告示第四百九十三号

保安林に指定する予定の通知を受けたので、 ように告示する。 農林水産大臣から森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定による 同法第三十条の規定により、 その内容を次の

令和二年七月二十八日

徳島県知事 門

- 1111から一八七の六まで、一九四、一4那賀郡那賀町木頭西宇字拝ノ久一八二、一保安林予定森林の所在場所 九三の一から一九三の三まで、八七の三から一八七の六まで、 一、一八八の二、一八九、一九一、一九二、一八三、一八四の一から一八四の三まで、

一九五、二〇〇

水源の涵養

指定施業要件

- 立木の伐採の方法 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
- 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

林整備課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森

徳島県告示第四百九十四号

量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項あった件)で公示した公共測量を令和二年六月三十日終了した旨の通知があったので、測小松島市長から、令和二年徳島県告示第二百四十九号(公共測量を実施する旨の通知が の規定により公示する。

令和二年七月二十八日

徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島県企業局告示第二号

告示する。 までの規定に基づき、 徳島県駐車場事業管理条例 (昭和四十八年徳島県条例第五号) 利用料金の額を次のとおり承認したので、 第五条第二項から第四項 同条第五項の規定により

令和二年七月二十八日

徳島県企業局長 市 原 俊 明

| 利用料金の額

	松茂駐車場	藍場町地下		X	
時間を超える	駐車一時間まで	時間を超える	駐車一時間まで	分	
—————————————————————————————————————	一時間	三十分	時間	単位	
百円	無 料	百五十円	百円	金 額	利用
円	円 以後の二十四時間までごと 五百 最初の二十四時間まで 五百円		日午前七時から午後十一時まで 千年	上限額	円料金の額

備考

- 百七十八号) に規定する休日をいう。 この表において、「休日」とは、国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第
- 2 時間は、 利用時間に、この表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用 同表に定める単位の利用時間として計算するものとする。
- 3 地下駐車場に駐車した場合における当該時間内の利用料金の額は、 かかわらず、六百円とする。 午後六時三十分から翌日の午前八時三十分までの間において、 八時間以上藍場町 この表の規定に
- 4 道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都 律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項に規定する精神障害者保健 載があるものをいう。 福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、 る身体障害者手帳の交付を受けている者、 一項の指定都市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項に規定す 及び松茂駐車場の最初の二十四時間分の駐車料金を無料とする。 藍場町地下駐車場の最初の二時間分の駐車料金(定期駐車券に係る料金を除)の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車する場 精神保健及び精神障害者福祉に関する法